

7-9 資格制度・法制化検討特別WG

1. 主な活動の記録

(1) 活動の目的と経緯

本WGは、建設コンサルタントに関する新たな資格を制度化すること、あるいは建設コンサルタント業を法的に位置づけることを目的に設置されたものである。

平成29年3月には、常任理事会に資格制度法制化検討特別WGの活動結果を報告している。その中で、以下の提言を行っている。

来年度活動に対する提言

来年度以降の活動として、「資格制度・法制化検討推進特別委員会」を立ち上げて、外部有識者を含めた委員会活動により、協会としての方針を明確化する。

- ① 新たな資格制度（RCCMのレベルアップも含め）について、監督官庁である国交省の理解を深める働きかけを行う。
- ② 品質確保あるいは本格的なPM/CM業務の展開のための資格の新設を検討する。
- ③ “法制化の具体的な検討・提案を行うための第三者機関の設置”に向けた整理を行う。

その後、常任理事会からは具体的な活動方針が示されずに今日に至っている。推測するに、上記の提言が十分に議論されなかったため、この提案の承認と新たな方針の提示がなされなかったものと思われる。

(2) 今年度のWGの開催実績

上記のように、「資格制度・法制化特別WG」の活動は、平成28年度で一旦区切りがついているが、その後の活動方針が明確に示されなかったため、平成29年度以降はWGを開催していない。

2. 次年度の活動について

2019（令和元）年度に協会組織が大幅に変更さ

れ、資格制度・法制化検討特別WGは廃止されることになる。建設コンサルタントの資格と法的な位置づけは、協会の最も大きなテーマである。今後も精力的に検討し、建設コンサルタントを規定する独自の資格と建設コンサルタントの法的な位置づけ方法を提言し、それを実現していく必要がある。ただ、資格及び法制度は従来から企画部会企画委員会と資格・CPD部会RCCM資格制度委員会の主要課題であり、これらの常設委員会で検討が進められてきた。例えば、平成31年1月の常任理事会で花岡資格・CPD部長からはRCCM資格制度委員会の活動として次のような報告がなされている。

「社会資本整備士」と「上級社会資本整備士」について、それぞれの位置づけ（要件、求められる技能、資格を活用する対象業務等）及び技術士資格、現行RCCM資格との関係性等についてとりまとめた。（平成31年1月23日開催常任理事会 資格・CPD部会報告）

このように常設委員会において、これまでも「資格制度・法制化」は検討されている。新しい中期行動計画（2019～2022）の中では「建設コンサルタントの法制化」がひとつの重要な施策となっているが、これは企画委員会（登録・法制度専門委員会）の担当となっている。当WGの機能は基本的に企画委員会に移管されると考える。

（資格制度・法制化検討特別WGWG長

兪 朝夫）